

平成 20 年 3 月
防衛省人事教育局
厚生 課

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第 24 条第 5 号の改正について

1 趣旨

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 124 号）の施行に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に係る給与年額相当額の算出方法の改定を行うものである。

2 概要

- （1）給与年額相当額は、若年定年退職者が退職の翌年まで勤務したと仮定した場合において受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額であり、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 24 条第 5 号はこのうちの勤勉手当について規定している。
- （2）平成 20 年度における勤勉手当の支給月数の変更（0.725 か月→0.75 か月）に伴い、給与年額相当額における勤勉手当の支給月数も同様に変更する必要があるため政令第 24 条第 5 号を改正する。

3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日